

提案説明・報告

【 市長提案説明・報告 】

それでは、「子育て世帯への臨時特別給付金」に係る補正予算以外の今定例会に提案いたしました諸議案 21 件及び報告 4 件につきまして、その概要を順次、ご説明いたします。

まず、議案第 85 号「令和 3 年度桑名市一般会計補正予算（第 9 号）」につきましては、人事異動に伴う人件費の整理や退職手当のほか、新型コロナウイルスのワクチン接種や学童保育所の移設などについて、所要の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。

総務費では、電気、水道等の市役所が支払う公共料金について、口座振替にするためのシステムを、来年 6 月から、新たに導入いたしますことから、これに向けた事前のデータ登録など、必要となる準備費用を計上いたしました。

現在、公共料金の支払いにつきましては、各部署において、事業者から送付される請求書や納付書をもとに、それぞれが支払い手続きを行っておりますが、このシステムの導入によりまして、各部署での支払い手続きが不要となりますことから、職員の負担軽減につながるものでございます。

このほか、前年度の補助事業等の精査による国県支出金等返還金を計上いたしました。

民生費では、障害者の地域移行や自立生活に向けたグループホームの利用と、就労訓練を行う就労継続支援などの利用が増加していることから、それぞれ、必要となる給付費用を増額いたしました。

このほか、在良学童保育所を在良小学校の教室内に移転するための費用を計上いたしましたほか、登園管理、保育日誌、資料作成などの保育士の業務負担の軽減を図るべく、業務の ICT 化に取り組む私立保育園を支援するため、このためのシステム導入に対する補助金を計上いたしました。

また、不妊治療費に対する助成基準が緩和されたことに伴い、申請件数が増加していることから、助成費用を増額いたしましたほか、障害児発達支援サービスについて、利用が増加していることから、これに伴う給付費用の増額見込み分を計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンについて 3 回目の接種を実施するための費用を計上いたしましたほか、時間外・休日のワクチン接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元の医療機関に対して財政支援を実施するための費用を計上いたしました。

農林水産業費では、県営事業として、排水機場の遊水池に堆積した土砂を排土するための事業を実施するため、これに係る市負担金を計上いたしました。

土木費では、千葉県八街市内で発生いたしました通学路での死亡事故を受け、先の 9 月定例会にて交通安全施設を設置するための予算を計上し、お認めいただいたところでございますが、今回、さらに必要な交通安全施設を追加で設置いたしますことから、これに係る費用を増額いたしましたほか、桑部播磨線においては、事業主体である県が、事業進捗のため、社会資本整備総合交付金を県事業間で再配分を行い、当該事業費を増額いたしますことから、これにあわせて市負担金を増額いたしました。

消防費では、FM放送網を用いた戸別受信機の整備を検討する中、民間事業者より中継局整備などを事業者負担で実施するという新たな事業提案を受けました。この事業提案によりまして、当該年度予算を見直すとともに、新たに戸別受信機整備のための債務負担行為の設定を行い、令和4年度に戸別受信機を配布するための予算として整理をいたしましたものでございます。

教育費では、特別支援が必要な児童・生徒に対する手すりなどの設備設置費用を計上いたしましたほか、千葉県八街市内で発生いたしました通学路での死亡事故を受け、安全対策のため、通学路上に路面標示等を施工するための費用を計上いたしました。

公債費では、地方財政法第7条に基づき、令和2年度決算剰余金の財源を活用し、過去に借り入れた地方債のうち、現在の利率と比べて利率が高く、補償金負担のない地方債について、繰り上げ償還を行うものでございます。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入及び市債につきましては、歳出事業に応じて、所要の額を計上いたしました。

寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためにご寄附をいただきましたことから、これを計上いたしました。

繰入金につきましては、この補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入額を増額いたしましたほか、ふるさと応援基金及び公共施設整備基金からの繰入額については、歳出事業に応じて、所要の整理をいたしました。

繰越金につきましては、令和2年度決算を踏まえ、所要の額を計上いたしました。

次に、議案第86号「令和3年度桑名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、人事異動に伴う人件費の整理や、県支出金の返還費用を計上いたしましたほか、今後不足が見込まれる療養給付費及び高額療養費について、増額見込み分を計上いたしました。

次に、議案第87号「令和3年度桑名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、人事異動に伴う人件費の整理を行うほか、国県支出金の返還費用を計上いたしました。

次に、議案第88号「令和3年度桑名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、人事異動に伴う人件費について、所要の整理を行いました。

次に、議案第89号「令和3年度桑名市水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、退職給付費や人事異動に伴う人件費について、所要の整理を行いました。

次に、議案第90号「令和3年度桑名市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、退職給付費や人事異動に伴う人件費について、所要の整理を行いました。

次に、議案第 91 号「桑名市職員退職手当支給条例の一部改正」につきましては、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の通算の要件の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 92 号「桑名市国民健康保険条例の一部改正」につきましては、出産一時金の支給額について、健康保険法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 93 号「桑名市ヴィレッジセンター条例の制定」につきましては、多世代共生型施設（仮称：福祉ヴィレッジ）整備事業として一体的に整備を進めている公園のうち、市民の交流や地域づくりを促進する施設として計画している「（仮称）地域交流スペース」について、名称や利用時間などを定める条例を制定するものです。

次に、議案第 94 号「桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正」につきましては、桑名市 3 R の推進に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 95 号「桑名市 3 R の推進に関する条例の制定」につきましては、廃棄される資源のリデュース、リユース及びリサイクルに関し、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、SDGs の達成に向けた地域循環共生圏の形成を促進し、もって持続可能な地域経済の発展に資することを目的とした条例を制定するものです。

次に、議案第 96 号「桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 97 号「桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 98 号「桑名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 99 号「桑名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正」につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 100 号「桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正」につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等について所要の改正を行うものです。

次に、議案第 101 号「桑名市営住宅管理条例の一部改正」につきましては、市営住宅の連帯保証人に係る規定の見直しにより、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 102 号「桑名市都市公園条例の一部改正」につきましては、公募等により公園施設に自動販売機を設置する場合の使用料を規定するほか、使用料の改定等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 103 号「財産の取得（独立電源装置で稼働する循環式トイレを備えたコンテナ）」につきましては、多度山における登山環境を整備すべく、多度山上公園に自然エネルギーを活用した“独立電源装置で稼働する循環式トイレ”を設置するため、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 104 号「桑名市指定金融機関の指定」につきましては、令和 4 年 6 月 1 日から 2 年間、桑名三重信用金庫を指定金融機関に指定するにあたり、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 105 号「市道の認定」につきましては、開発行為に伴い、1 路線を新規に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げました。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告 4 件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、報告第 29 号乃至第 31 号までの「専決処分の報告」につきましては、市長が専決処分することができる事項として指定されている損害賠償について、いずれも相手方と和解が成立いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第 32 号の「議決事件に該当しない契約」につきましては、上下水道部が 10 月 11 日に契約を締結いたしました、西部水源地浄水池更新工事につきまして、「議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」第 2 条第 1 項の規定により、ご報告申し上げます。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

注) 上記の提案説明及び報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)